

低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金が支給されます

問合せ先 子育て支援課

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得のひとり親・ふたり親の子育て世帯にその生活を支援するための給付金が支給されます。

【ひとり親世帯分】

支給対象者

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人
- ②公的年金などを受給していることにより令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る
- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

給付額 児童1人あたり5万円

申請方法・支給時期

- ①…申請不要で児童扶養手当の登録口座に振込にて支給（支給時期は5月中旬予定）
 - ②③…要申請で手続きや支給時期は未定
- ※支給時期、申請手続きなど詳細が決まり次第、随時、市のホームページなどでお知らせします。

【ふたり親世帯分】

ふたり親世帯については、支給対象者などが決まり次第、広報やホームページなどでお知らせします。



職場で新型コロナウイルスに感染した人へ

労災保険では、感染経路が業務によることが明らかな場合や、感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した可能性が高い場合など、業務によって感染した場合には、労災保険給付の対象となります。なお、医師・看護師や介護の業務に従事する人は、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象となります。

- 問合せ先 ●岸和田労働基準監督署 労災課 (☎498-1014)
●大阪労働局 労災補償課 (☎06-6949-6507)

厚生労働省
QRコード▶



※詳しくは、厚生労働省ホームページのQ&A（項目「5 労災補償」）をご覧ください。

介護保険給付にかかる公金詐取事件について

この度、健康福祉部介護保険課の元会計年度任用職員が、介護保険事業の住宅改修費及び特定福祉用具購入費の給付事務における令和3年2月支給決定分について一部不正な事務処理を行い、公金を詐取したことが発覚しました。

給付金の振込先を当該職員及び家族名義の口座にしていたことから発覚し、さらに内部調査を進めたところ、会計課窓口での現金払い支給を悪用した不正が判明しました。利用事実のない死亡者を対象者にした架空の給付データを捏造のうえ、現金の受領に必要な対象者の印鑑を用意し、対象者に代わって現金を受け取りに来たように装い会計課窓口で受領するという方法で、平成24年度から令和2年度までに1億5千万円余りを詐取していたと思われまます。

なお、詐取が発覚した際の1,055,700円（合計8件）は、不正発覚後、全額を返還させております。

このような行為は、全体の奉仕者である公務員にとってその信頼を損ねる行為で大変遺憾なことであり、心より深くお詫び申し上げます。

介護保険被保険者の皆様をはじめ市民の皆様には、大変なご迷惑をおかけしましたが、この事件により介護保険サービスのご利用に影響はございませんので、引き続き安心して介護サービスをご利用ください。

なお、当該職員は令和3年3月29日付で懲戒免職にするとともに、指導監督権のあった職員4名を減給または戒告の処分を行ったところです。また、4月から3カ月間、市長給与を減給し、八島副市長も同様に給与を自主返納いたします。今後、当該職員に詐取した現金の返還を求めるとともに、刑事・民事の告訴、訴訟の提起を進めてまいります。

本市としましては、今後、二度とこのようなことがないよう、服務規律の徹底及び業務にかかるチェック体制の徹底を図り、一日も早く市民の皆様への信頼を回復するように努めてまいります。

泉佐野市長 千代松 大耕